○文化庁告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項により告示する。

平成二十三年一月十三日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　吉田　大輔

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
矢立山古墳群	昭和五十一年文部省告示第百八十二号及び平成十七年文部科学省告示第百八号	対馬市（長崎県）

○文化庁告示第六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百七十二条第三項により告示する。

平成二十三年一月十三日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　吉田　大輔

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
志布志のカワゴケソウ科植物生育地	平成二十二年文部科学省告示第十四号	志布志市（鹿児島県）

○文化庁告示第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項の規定により告示する。

平成二十三年一月十三日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　吉田　大輔

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
多度のイヌナシ自生地	平成二十二年文部科学省告示第百二十五号	桑名市（三重県）

○文化庁告示第八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十二年十二月二十七日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十三年一月十三日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　吉田　大輔

音訳グループ　愛の便り

○厚生労働省告示第六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年一月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　健康保険組合の名称　アストラゼネカ健康保険組合
二　事務所の所在地　大阪府大阪市淀川区宮原四丁目一番六号
三　設立事業所の名称及び所在地　アストラゼネカ株式会社　大阪府大阪市　外一事業所
四　認可の年月日　平成二十二年十二月十五日

○厚生労働省告示第七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
東京税務会計事務所健康保険組合	税務会計監査事務所健康保険組合	平成二十三年一月一日

○厚生労働省告示第八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
新生銀行健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目一番八号	東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号	平成二十二年十一月二十九日

○農林水産省告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町日貫四〇六四の五
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町渓村一四九七、一四九七の二、一五〇〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）